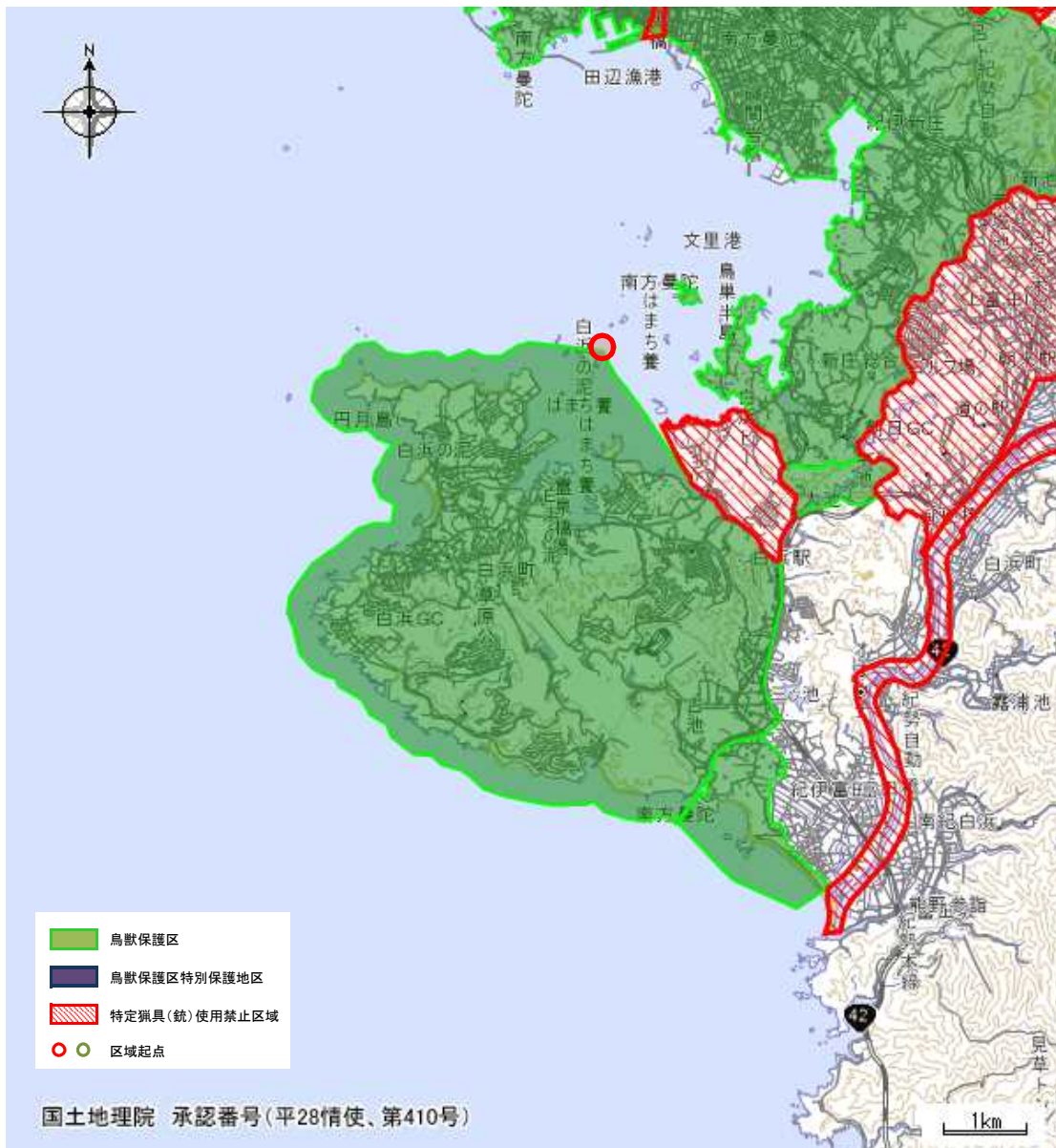


# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	10	区域の名称	白浜 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	2156.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成26年11月 1日 から 令和6年10月31日まで				
指定区域	<p>西牟婁郡白浜町島島北東端を起点として、同所から細野湾に向かって南南東に進み県道南紀白浜空港線と町道藤島細野線との交点に至り、同所から町道藤島細野線を南東に進み県道田辺白浜線との交点に至り、同所から県道田辺白浜線を南東に進みJR白浜駅に至り、同所から鉄道沿いに南進し町道安久川線との交点に至り、同所から町道安久川線を南西に進み安久川河口に至る線以西の陸地及び島と満潮時における海岸から300メートル以内の海面</p>				

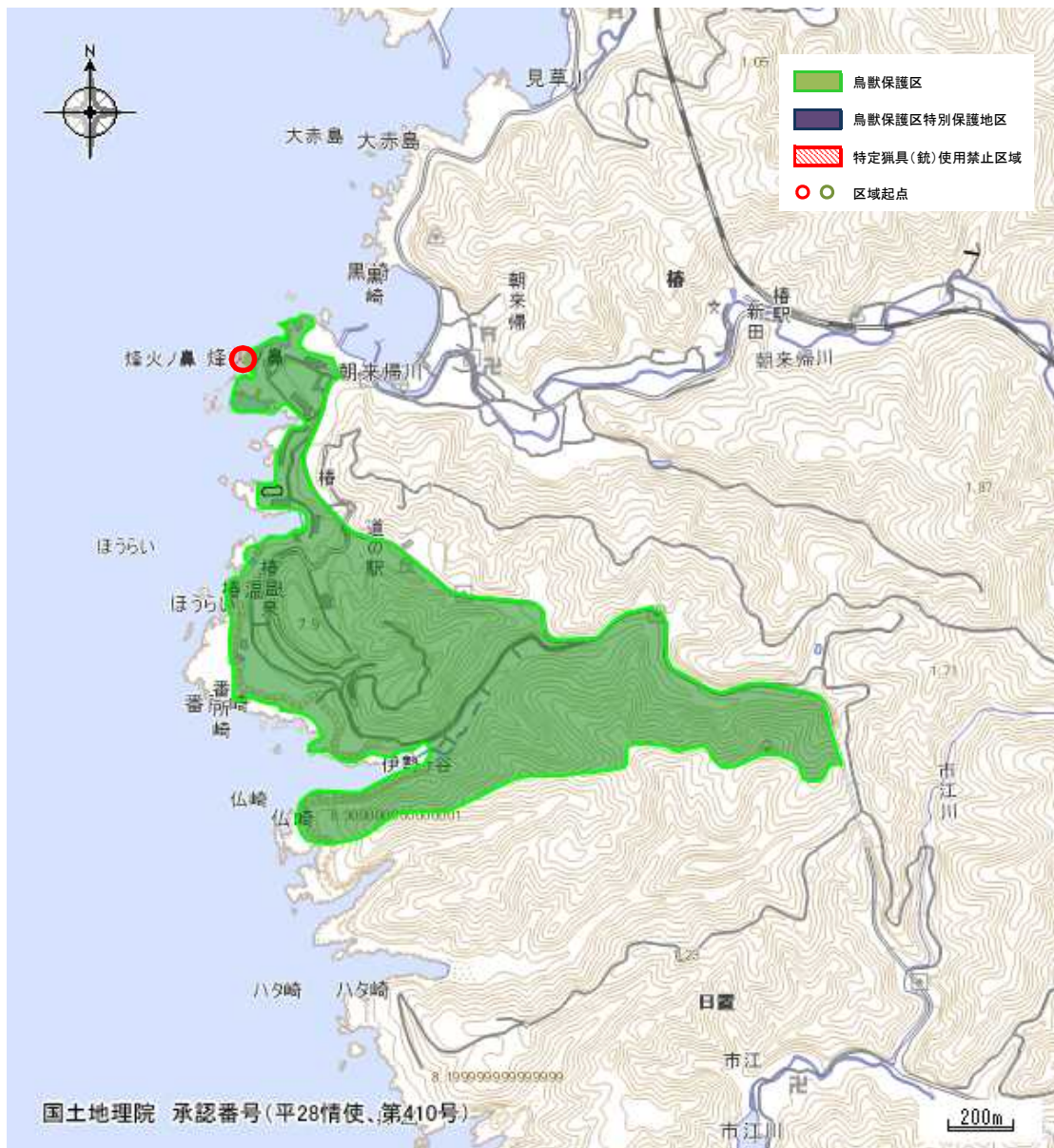
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	11	区域の名称	樺 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	162.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成27年11月 1日 から 令和7年10月31日まで				
指定区域	西牟婁郡白浜町大字樺地内の烽火ノ鼻を起点とし、同所から町道朝来帰波止場線を東進し国道42号に至り、同所から同国道を南東に進み旧白浜町と旧日置川町との境界に至り、同境界を西進し仏崎に至り、同所から海岸線を北進し番所崎を経て起点に至る線に囲まれた区域及び仏崎から番所崎を経て起点を結ぶ満潮時の海岸線から300メートル以内の海面区域				

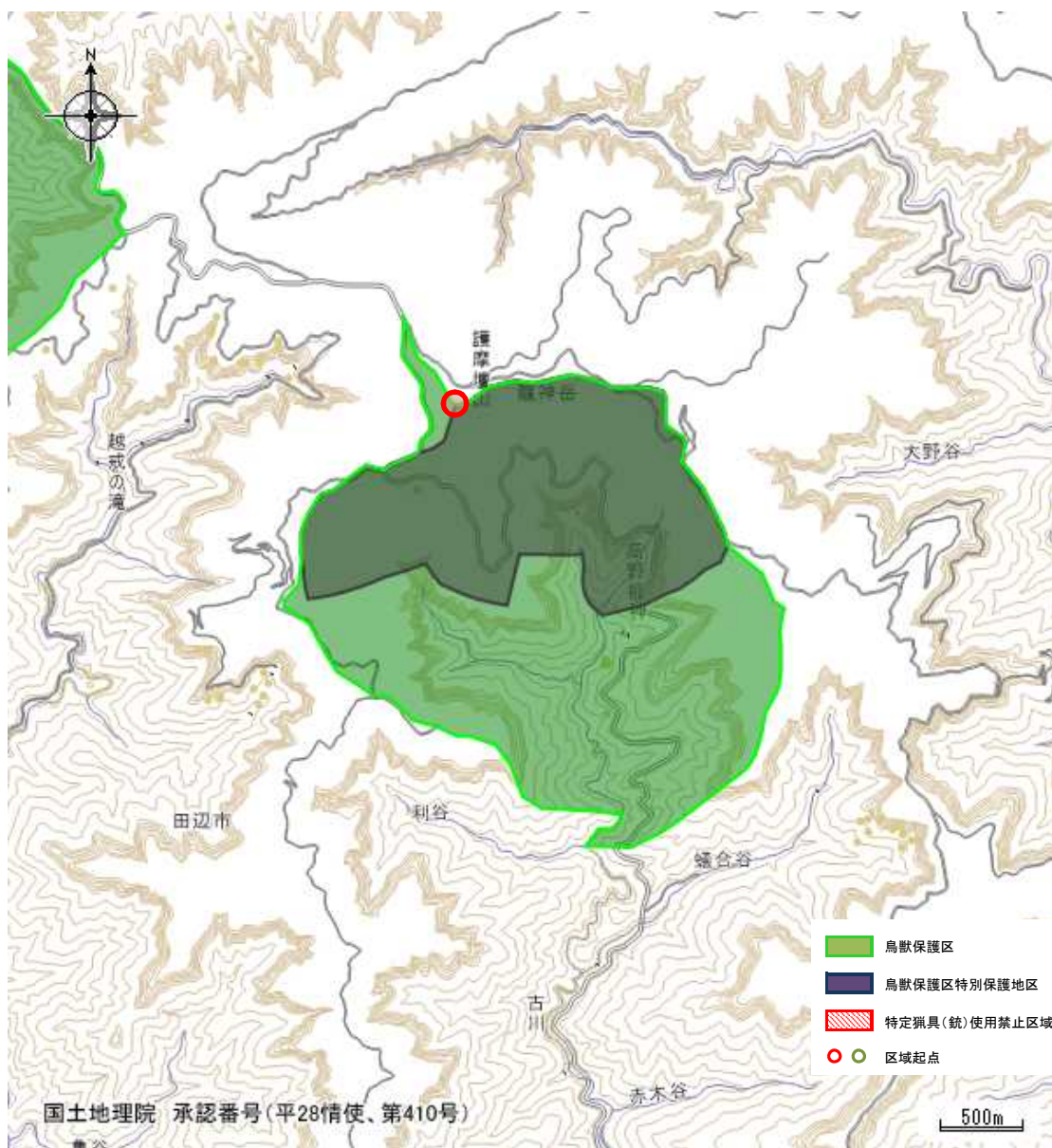
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	25	区域の名称	五百原 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	490.0ha	うち特別保護地区	203.0ha	県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで				
指定区域	<p>田辺市龍神村龍神護摩壇山頂上(標高1,372メートル)を起点とし、奈良県との県界を東進し耳取山頂上(標高1,363メートル)を経て更に南東に進み標高1,290メートルの地点に至り、同所から尾根を南南西に下り利谷口に至り、利谷左岸の尾根を北西に上りハイキングコースに出、同ハイキングコースを北進し、高野龍神スカイラインに至り、同スカイラインを北進し、ごまさんスカイワープに至り、同所から県界を南南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>【特別保護地区】</p> <p>田辺市龍神村龍神護摩壇山頂上(標高1,372メートル)を起点とし、奈良県との県界を東進し、耳取山頂上(標高1,363メートル)を経て更に南東に進み下コウラ谷稜線の天然林・人工林界に至り、同境界稜線を五百原谷に降り、谷沿いを北上し笹谷口出合に至り、同所から稜線を南南西に上り高野龍神スカイラインの下約100メートルの地点に至り、同所から同幅を保ちながら同道路沿いに進み戸珍堂谷の天然林・人工林界に至り、同境界を南西に上りハイキングコースの三角点(標高1,304.2メートル)に至り、同所から同ハイキングコースを北東に進み高野龍神スカイラインを経て稜線を更に北東に上り起点に至る線に囲まれた区域</p>				

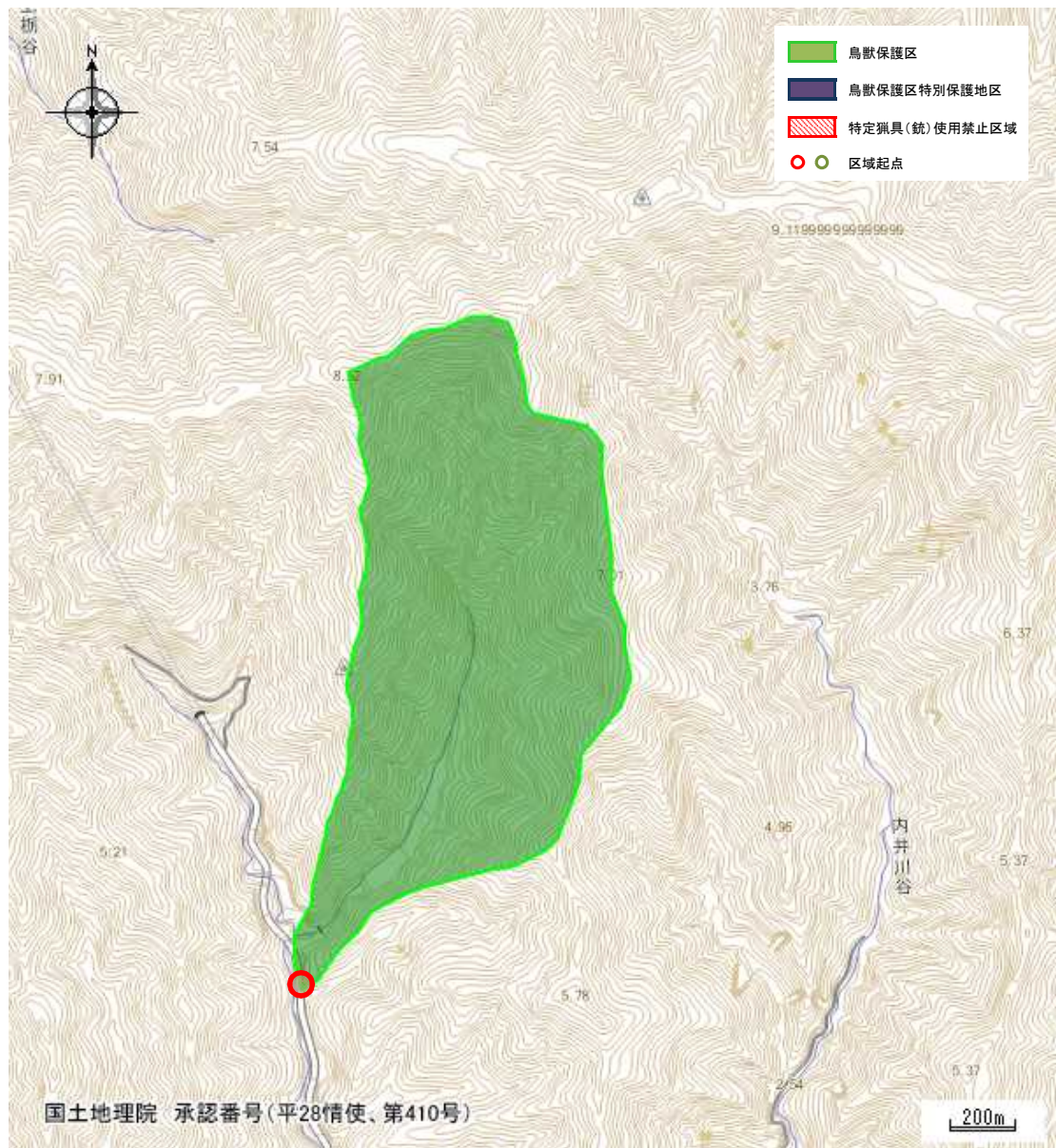
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	26	区域の名称	水上 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	100.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで				
指定区域	田辺市中辺路町水上字数畑の数畑橋東詰を起点とし、北に尾根を進み田辺市龍神村柳瀬との境界に至り、同境界を東に500メートル進み第1の尾根を南に1,100メートル下り南西に尾根を下って起点に至る線に囲まれた区域				

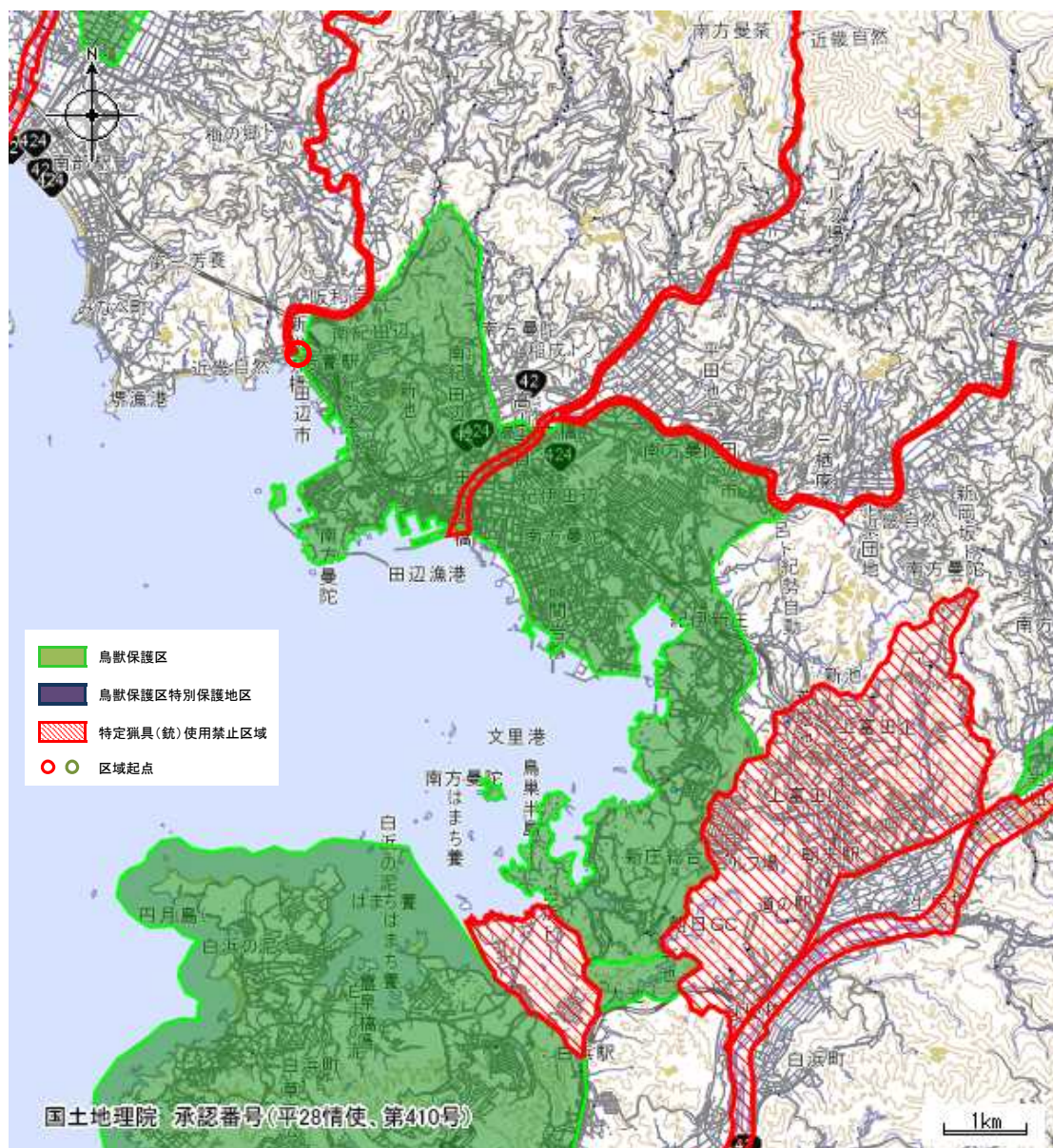
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	30	区域の名称	田辺 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	1445.8ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成26年11月 1日 から 令和6年10月31日まで			
指定区域	<p>田辺市芳養町地内の国道42号と県道芳養清川線との交点を起点として、同県道を北進し芳養川に沿った市道芳養田川線を北東に進み市道芳養町稲成町3号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道稲成町52号線との交点に至り、同所から同市道を南進し天王橋に至り、同所から稲成川沿いに南進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道424号との交点に至り、同所から同国道を南進し高雄大橋を渡り会津川左岸に至り、同所から会津川左岸を北上し左会津川左岸に至り、更に左会津川左岸沿いに東進し熊野橋西詰に至り、同所から県道温川田辺線を東進し市道新庄万呂1号線との交点に至り、同所から県道温川田辺線を南西に進み、国道42号との交点に至り、同国道を南進し田辺市、上富田町の境界に至り、同所から池田湾に向かって境界沿いを南西に進み海岸線に至り、同所から海岸沿いに北進し文里湾、扇ヶ浜、田辺大橋、松原海岸を経て芳養川河口左岸に至る。芳養川左岸を北進し国道42号に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域及び神島、元島を含む区域</p>			

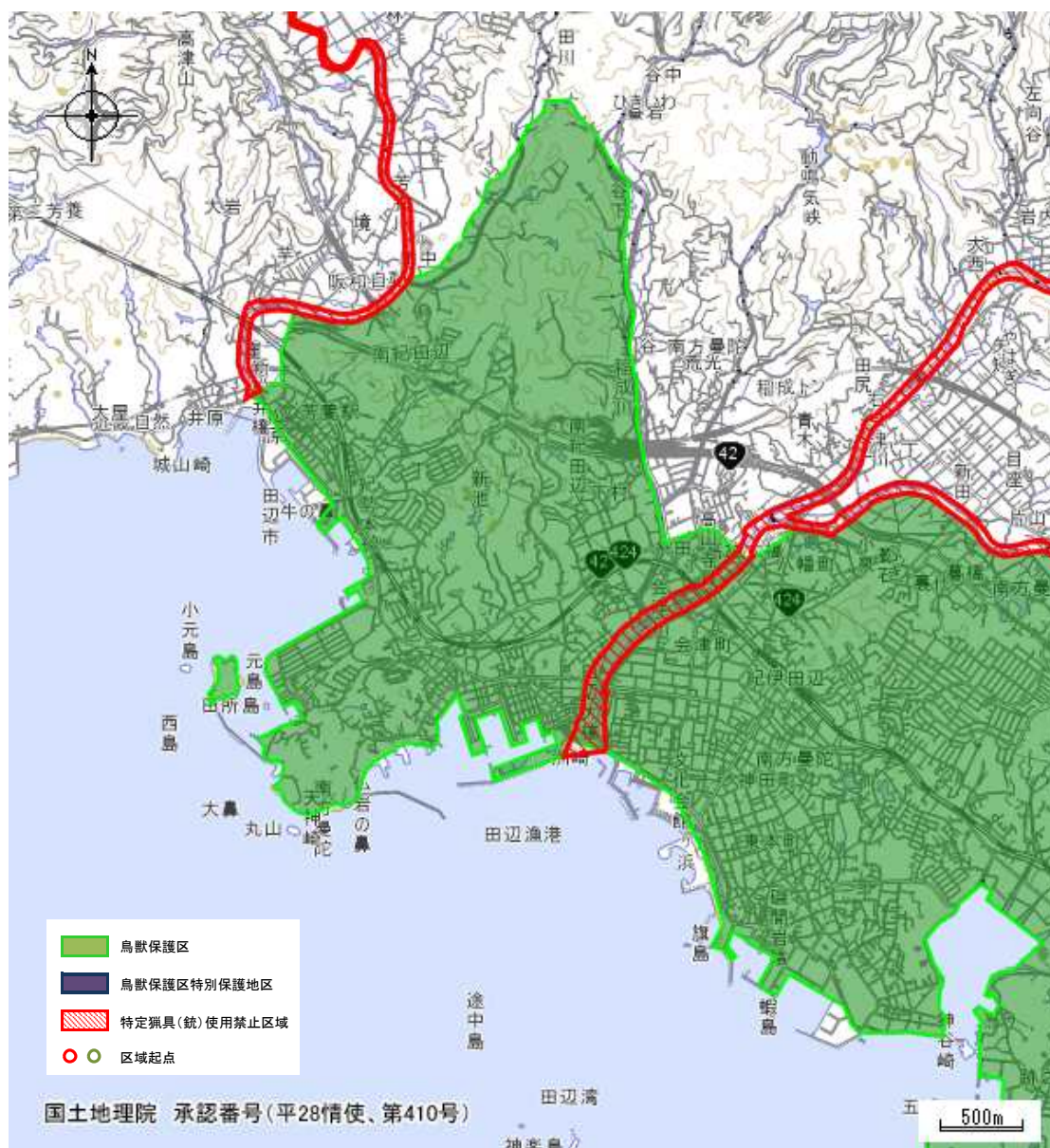
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	30	区域の名称	田辺 鳥獣保護区 ①	
区域面積	鳥獣保護区	1445.8ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成26年11月 1日 から 令和6年10月31日まで			
指定区域	<p>田辺市芳養町地内の国道42号と県道芳養清川線との交点を起点として、同県道を北進し芳養川に沿った市道芳養田川線を北東に進み市道芳養町稲成町3号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道稲成町52号線との交点に至り、同所から同市道を南進し天王橋に至り、同所から稲成川沿いに南進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道424号との交点に至り、同所から同国道を南進し高雄大橋を渡り会津川左岸に至り、同所から会津川左岸を北上し左会津川左岸に至り、更に左会津川左岸沿いに東進し熊野橋西詰に至り、同所から県道温川田辺線を東進し市道新庄万呂1号線との交点に至り、同所から県道温川田辺線を南西に進み、国道42号との交点に至り、同国道を南進し田辺市、上富田町の境界に至り、同所から池田湾に向かって境界沿いを南西に進み海岸線に至り、同所から海岸沿いに北進し文里湾、扇ヶ浜、田辺大橋、松原海岸を経て芳養川河口左岸に至る。芳養川左岸を北進し国道42号に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域及び神島、元島を含む区域</p>			

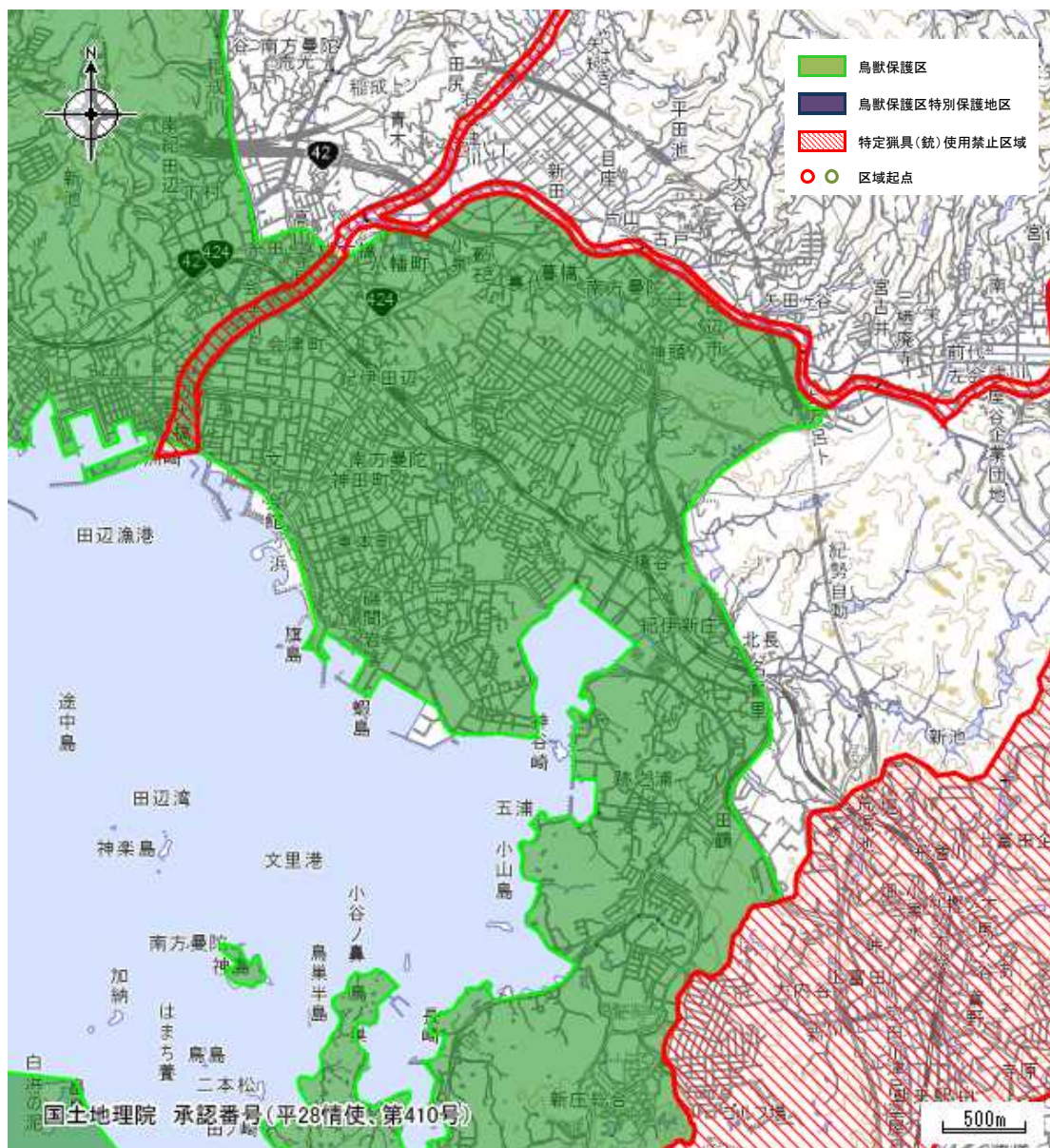
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	30	区域の名称	田辺 鳥獣保護区 ②		
区域面積	鳥獣保護区	1445.8ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成26年11月 1日 から 令和6年10月31日まで				
指定区域	<p>田辺市芳養町地内の国道42号と県道芳養清川線との交点を起点として、同県道を北進し芳養川に沿った市道芳養田川線を北東に進み市道芳養町稲成町3号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道稲成町52号線との交点に至り、同所から同市道を南進し天王橋に至り、同所から稲成川沿いに南進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道424号との交点に至り、同所から同国道を南進し高雄大橋を渡り会津川左岸に至り、同所から会津川左岸を北上し左会津川左岸に至り、更に左会津川左岸沿いに東進し熊野橋西詰に至り、同所から県道温川田辺線を東進し市道新庄万呂1号線との交点に至り、同所から県道温川田辺線を南西に進み、国道42号との交点に至り、同国道を南進し田辺市、上富田町の境界に至り、同所から池田湾に向かって境界沿いを南西に進み海岸線に至り、同所から海岸沿いに北進し文里湾、扇ヶ浜、田辺大橋、松原海岸を経て芳養川河口左岸に至る。芳養川左岸を北進し国道42号に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域及び神島、元島を含む区域</p>				

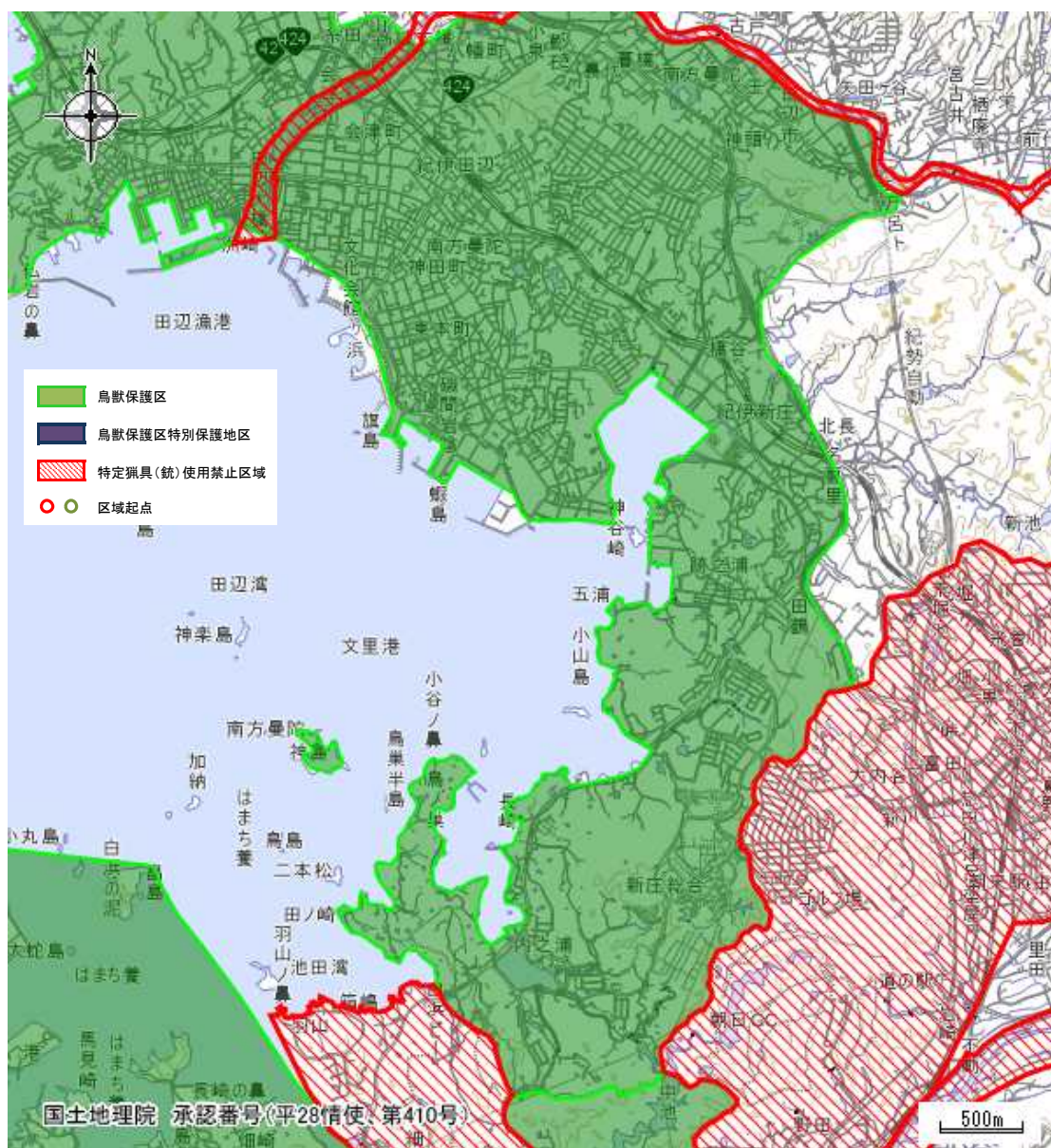
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	30	区域の名称	田辺 鳥獣保護区 ③	
区域面積	鳥獣保護区	1445.8ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成26年11月 1日 から 令和6年10月31日まで			
指定区域	<p>田辺市芳養町地内の国道42号と県道芳養清川線との交点を起点として、同県道を北進し芳養川に沿った市道芳養田川線を北東に進み市道芳養町稲成町3号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道稲成町52号線との交点に至り、同所から同市道を南進し天王橋に至り、同所から稲成川沿いに南進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道424号との交点に至り、同所から同国道を南進し高雄大橋を渡り会津川左岸に至り、同所から会津川左岸を北上し左会津川左岸に至り、更に左会津川左岸沿いに東進し熊野橋西詰に至り、同所から県道温川田辺線を東進し市道新庄万呂1号線との交点に至り、同所から県道温川田辺線を南西に進み、国道42号との交点に至り、同国道を南進し田辺市、上富田町の境界に至り、同所から池田湾に向かって境界沿いを南西に進み海岸線に至り、同所から海岸沿いに北進し文里湾、扇ヶ浜、田辺大橋、松原海岸を経て芳養川河口左岸に至る。芳養川左岸を北進し国道42号に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域及び神島、元島を含む区域</p>			

## 参考図面

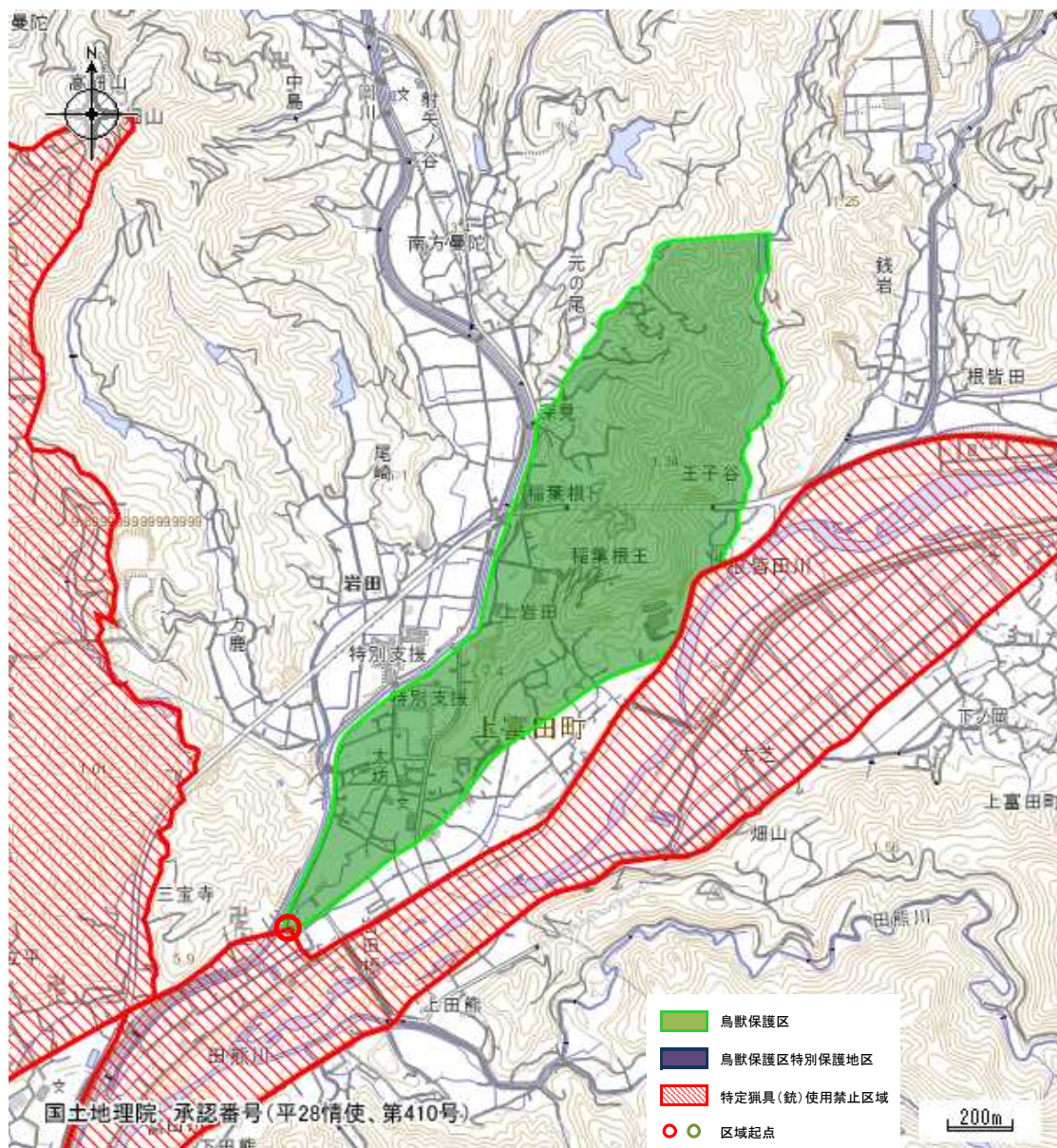




# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	39	区域の名称	岩田 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	102.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和4年11月 1日 から 令和14年10月31日まで				
指定区域	西牟婁郡上富田町三宝寺地内県道上富田南部線と岡川の交点三宝時橋を起点とし、岡川を上流に進み国道311号線を越え同町松本橋に至り、松本橋より寺尾谷を進み寺尾谷池に至り、同所より東へ山を登り王子谷池に至り、同所より谷川を下り国道311号線を越え町道大坊稲葉根線に至り、同町道を西へ朝来地区に進み起点に至る線に囲まれた区域				

## 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	40	区域の名称	江須崎 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区 7.0ha	うち特別保護地区 0.0ha	県指定	
指定期間	令和4年11月 1日 から 令和14年10月31日まで			
指定区域	西牟婁郡すさみ町江住地区江須崎島の全区域			

### 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	41	区域の名称	稲積 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	2.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和4年11月 1日 から 令和14年10月31日まで				
指定区域	西牟婁郡すさみ町周参見地区稲積島の全区域				

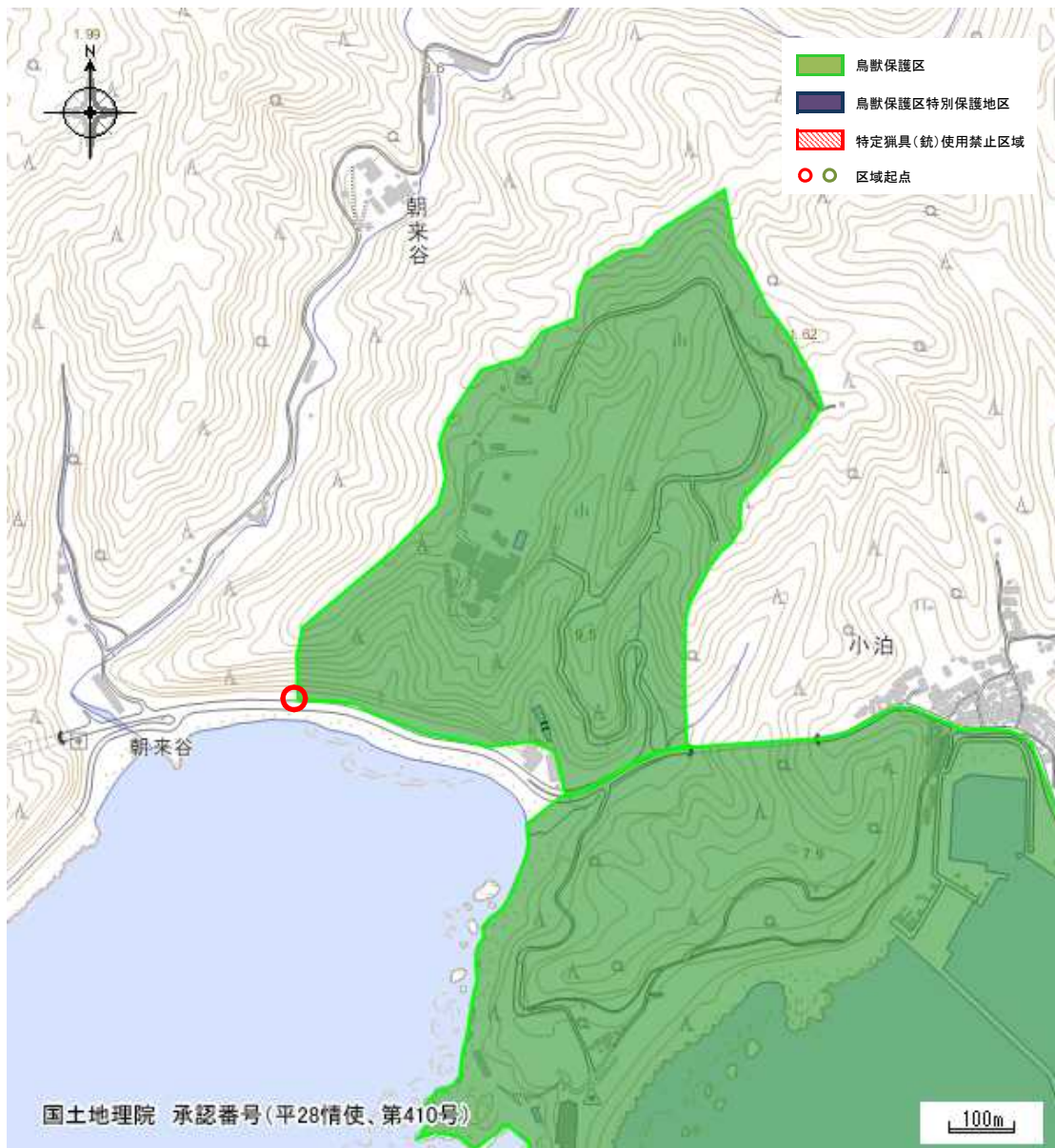
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	74	区域の名称	上ミ山 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	32.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成28年11月 1日 から 令和8年10月31日まで				
指定区域	西牟婁郡すさみ町周参見地内の国道42号と「ホテルベルヴェデーレ」への分岐点を起点とし、同所から国道42号を西進し赤堀商店水産加工場の東端に至り、同所から同工場境界を北西に進み国道42号に至り、同所から同国道を約200メートル西進し、稜線を北西に進み山頂に至り、同所から稜線を北進し遊歩道に至り、同遊歩道を北進し上ミ山を経て貯水タンク管理道との分岐点に至り、同所から同管理道を南進し貯水タンクから稜線を南進し国道42号に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域				

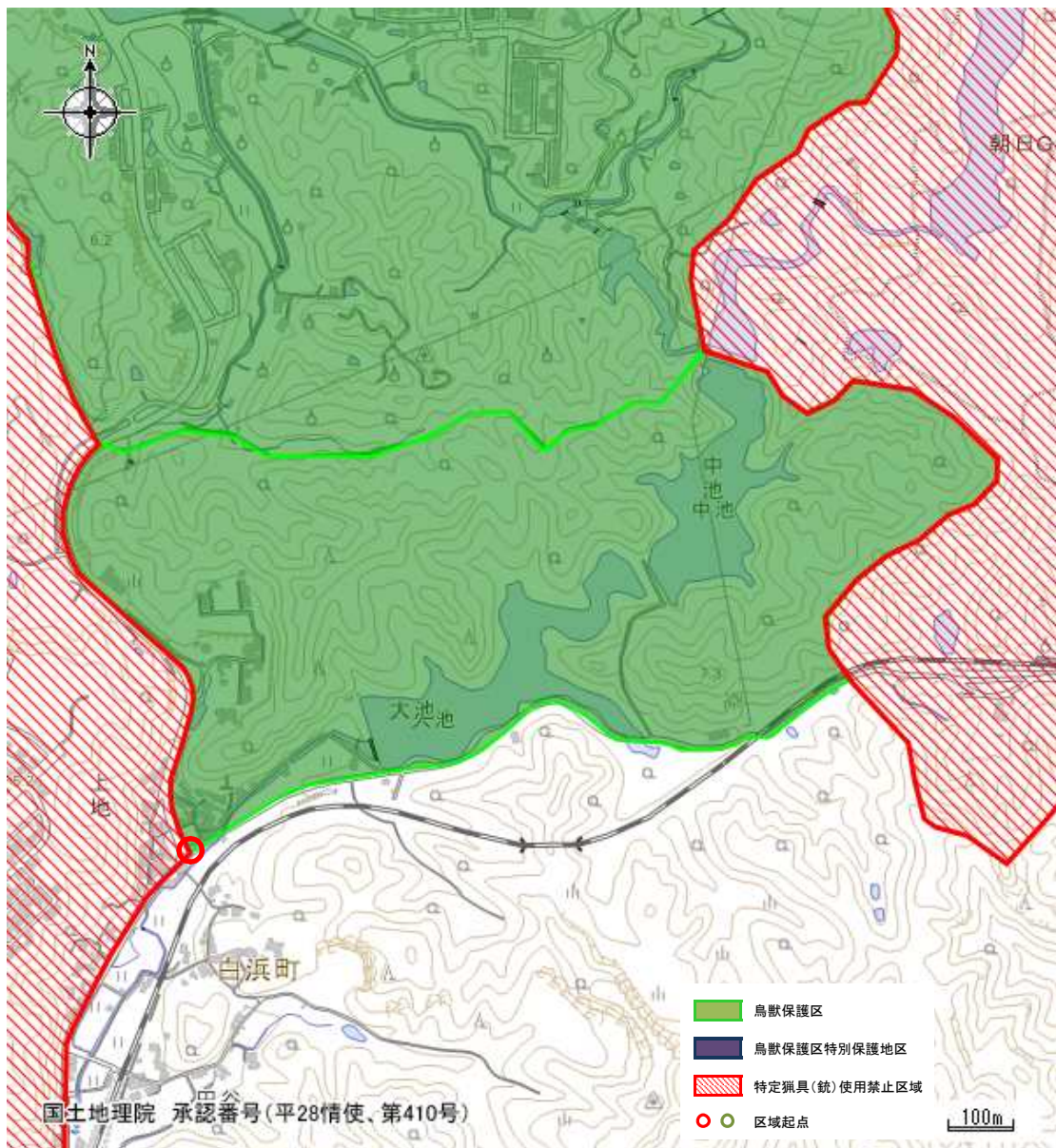
## 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	77	区域の名称	大池 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	57.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで			
指定区域	西牟婁郡白浜町大字堅田地内の県道田辺白浜線と町道内ノ浦線の交点を起点とし、同所から県道田辺白浜線を北進し、県道田辺白浜線との交点に至り、同所から県道田辺白浜線を北進し、田辺市と白浜町との境界に至り、同境界を東進し、田辺市、白浜町、上富田町との境界の交点に至り、同所から同境界を東進し、県道田辺白浜線との交点に至り、同所から同県道を西進し、起点に至る線に囲まれた区域			

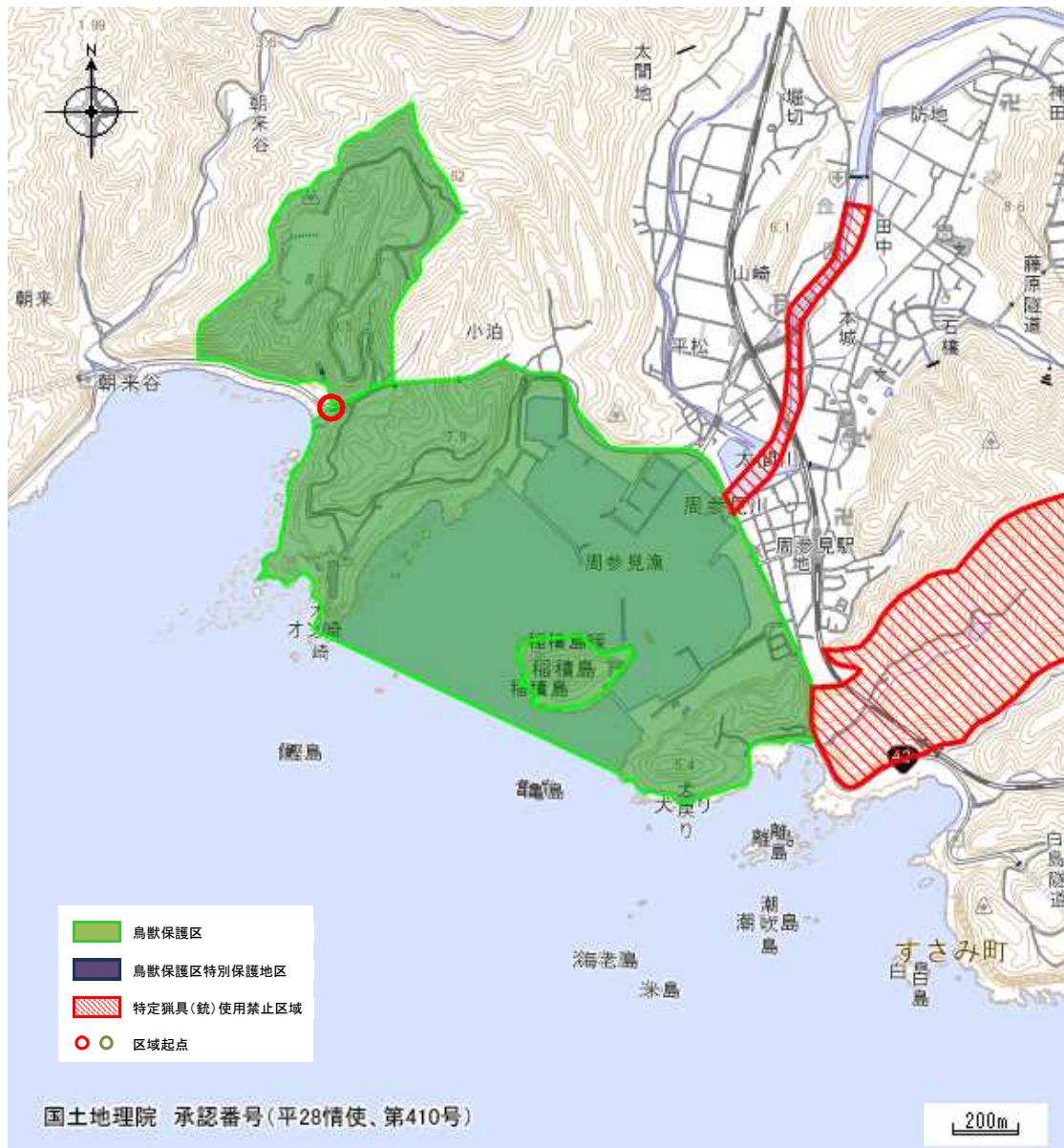
### 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	79	区域の名称	周参見湾 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	121.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成30年11月 1日 から 令和10年10月31日まで				
指定区域	西牟婁郡すさみ町大字周参見地内の朝来浜の町道小泊鼻迂回線と、国道42号との交点を起点とし、同国道を串本町方面へ進み近畿大学水産試験場前の海岸線と国道42号との交点に至り、同所から海岸線を下山の南西端の海岸線に至り、同所から上山のオン崎南西端の海岸線を結ぶ地点に至り、同所から朝来浜の海岸線を北に進み通称狼谷との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域				

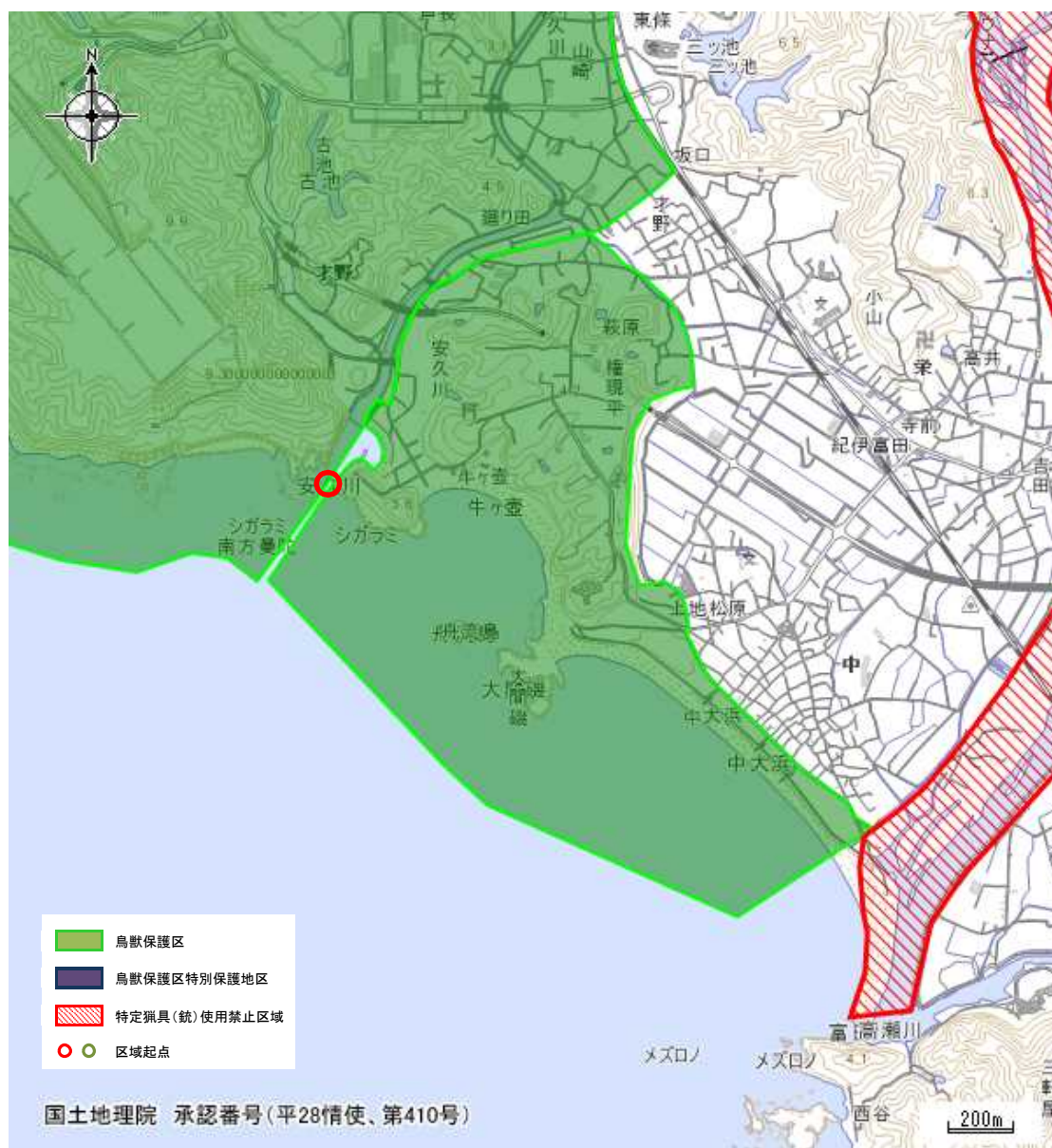
## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	81	区域の名称	権現平 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	156.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成30年11月 1日 から 令和10年10月31日まで				
指定区域	西牟婁郡白浜町大字才野地内の安久川河口を起点とし、北北東に町道安久川2号線を進み更に町道安久川1号線を北北東に進み前川橋に至り、同所から町準用河川前川を南南東に進み大字中字江崎2024番地先用悪水路を南南西に進み大字中字汐田2168番地先に至り、同所から町道上小森3号線を南進し町道大浜線との交点に至り、同所から同町道を南進し大字中地内の富田川河口に至り、同所から南西に海岸線に至り、同海岸沿いに、中大浜御石ヶ浜を経て起点に至る線に囲まれた区域及び満潮時における海岸から300メートル以内の島を含む海面				

## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

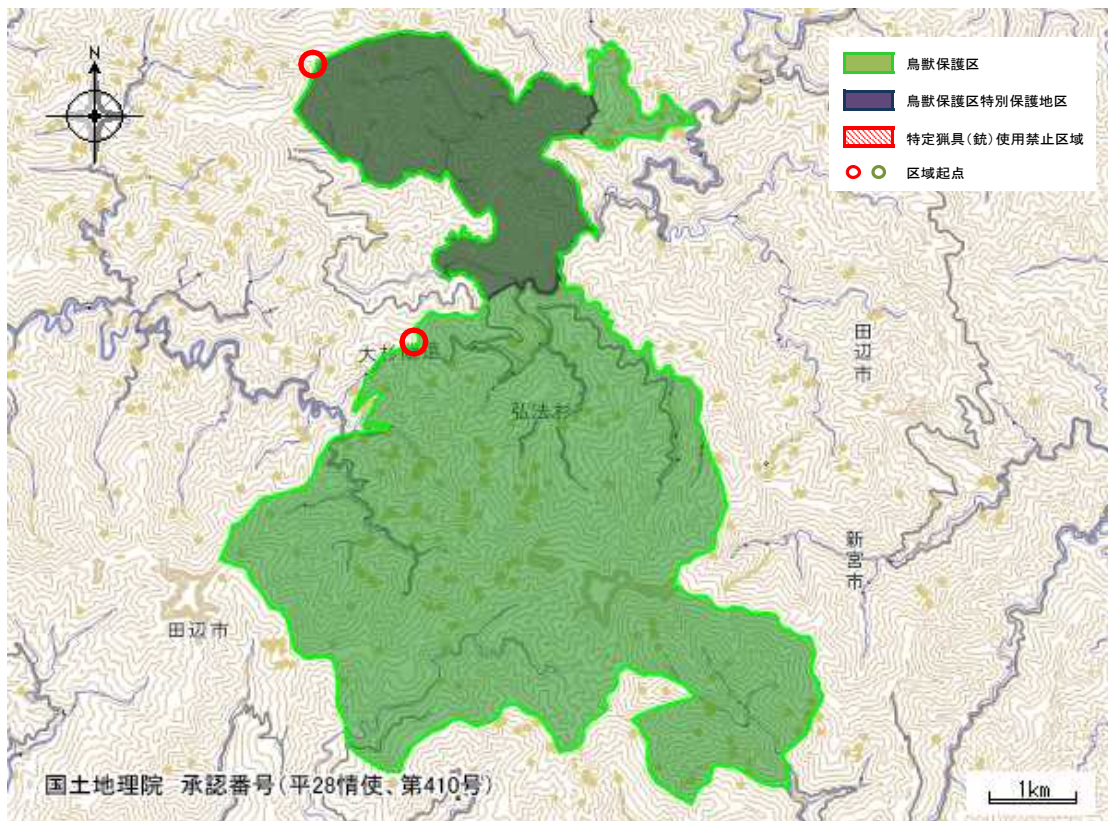
地図番号	82	区域の名称	大塔山系 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	2689.0ha	うち特別保護地区	516.0ha	県指定
指定期間	令和元年11月 1日 から 令和11年10月31日まで				

## 指定区域

田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界と大杉隧道との交点を起点とし、同所から大塔山国有林の境界線を北東に進み、大塔山国有林118林班と大杉大小屋国有林1104林班ろ小班との接点に至り、同所から大杉大小屋国有林1104林班ろ小班界に沿って北西に進み、大杉大小屋国有林1104林班と1105林班との林班界に至り、同所から大杉大小屋国有林1105林班ろ小班界に沿って北西から北東に進み、大杉大小屋国有林1105林班と1106林班との境界に至り、同所を同林班界に沿って北進し、黒蔵谷国有林第1108林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班境界に沿って西進、北上し第1109林班に至り、同所から1108林班と1109林班の林班界である黒蔵谷川を南西に進み、黒蔵滝を越えて1109林班に2小班界を西へ進み、1109林班に2小班と1109林班ほ小班との林班界沿いを北西に進み、1109林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班境界線を北西に進み、1109林班に2小班との境界に至り、同所から同小班境界線を北西に進み、田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線と1109林班に2小班と1109林班ほ小班の境界線の交点に至り、同所から田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線を北東に進み野竹法師山頂に至り、同所から黒蔵谷国有林の境界線に沿って東進し、同国有林東端を経て西進し大杉大小屋国有林との境界に至り、同所から同境界線を南進し大塔山国有林との境界に至り、同所から大塔山国有林境界線を南東に進み田辺市本宮町と新宮市と古座川町との境界接点に至り、同所から大河奥官行造林地境界線に沿って南東に進み同官行造林地第4林班と第3林班との境界を南西に進み、さらに第3林班と第8林班及び第9林班との境界線に沿って南下し、同境界線南端からは同官行造林地境界線を西へ進み、北上し古座川町と田辺市木守との境界に至り、同所から前の川国有林の境界線に沿って西進し三郎山頂に至り、同所から北西に稜線を下り前の川本流に至り、同所から対岸の沢を北進しさらに稜線を北進し前の川国有林と富里県国有林との境界(石標144号)に至り、同所から同境界づたいに北西方向の黒木谷頂上に至り、同所から山道を北東に進み小黒木谷に至り、同所から小黒木谷を安川本流まで下り林道安川大塔川線宗小屋橋に至り、同林道を北東に進み大杉隧道に至り、同隣門から起点に至る線に囲まれた区域(特別保護地区)

田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界の野竹法師山の山頂を起点とし、同所から黒蔵谷国有林の境界線に沿って東進し、黒蔵谷国有林1107林班ろ小班と同林班い小班との境界に至り、同所から同小班の境界を南進し黒蔵谷国有林の境界線に至り、同所から同国有林の境界線に沿って西進し大杉大小屋国有林との境界に至り、同所から同境界を南進し大塔山国有林との境界に至り、同所から大杉大小屋国有林1105林班の境界を南西に進み、大杉大小屋国有林1104林班ろ小班と大塔山国有林118林班との境界を南西に進み、大杉大小屋国有林1104林班ろ小班の境界に沿って北西に進み、大杉大小屋国有林1104林班と1105林班との境界に至り、同所から大杉大小屋国有林1105林班ろ小班の境界に沿って北西から北東に進み、大杉大小屋国有林1105林班と1106林班の境界に達し、同所から同林班の境界に沿って北進し、黒蔵谷国有林第1108林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班の境界に沿って西進、北上し第1109林班に至り、同所から1108林班と1109林班の境界である黒蔵谷川を南西に進み、黒蔵滝を越えて1109林班に2小班の境界を西へ進み、1109林班に2小班と1109林班ほ小班との境界沿いを北西に進み、1109林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班の境界を北西に進み、1109林班に2小班との境界に至り、同所から同小班の境界を北西に進み、田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線に至り、同所から田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

## 参考図面

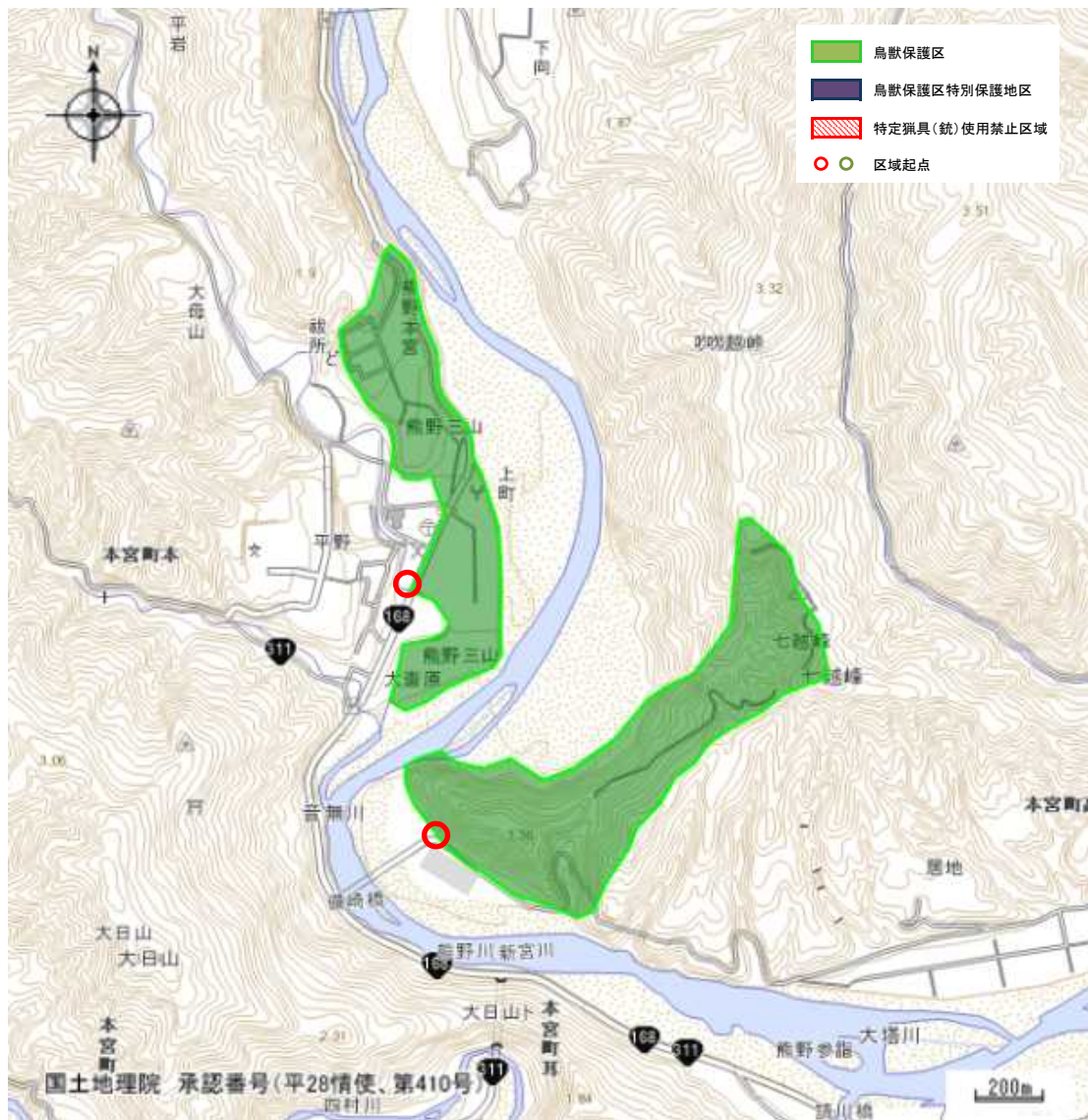




# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	87	区域の名称	本宮 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	70.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和3年11月 1日 から 令和13年10月31日まで				
指定区域	<p>国道168号私語橋北詰を起点として、同所から同国道を北東に進み熊野本宮大社前に至り、同所から同大社有林に沿って北西に進み温水谷口に至り、同谷を北東に進み尾根を越えて国道168号に至り、同所から同国道を南東に進み熊野本宮大社前の堤防を南進し旧大社跡山林に至り、同所から同山林に沿って起点に至る線に囲まれた区域及び市道備崎高山線の生活環境保全林入口を起点として、同所から山林と原野との境を北西に進み熊野川の左岸に至り、同左岸を北東に進み袋の谷口に至り、同所から同谷の北の尾根づたいに北東に進み標高292メートルの地点に至り、同所から稜線を南東に進み七越峠に至り、同所から稜線を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>				

## 参考図面



# 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	88	区域の名称	南部川 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	110.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成26年11月 1日 から 令和6年10月31日まで				
指定区域	<p>日高郡みなべ町東本庄地内の国道424号西本庄橋東詰を起点として、町道熊岡東本庄線を南進し県道中芳養南部線に至り、同県道を更に南進し旧南部町との境界に至り、同所から同境界に沿って南進し、更に同境界を西進し、国道424号と県道上富田南部線との交点に至り、同所から国道424号を北進し学校橋東詰を経て、更に須賀橋東詰を経て北進し起点に至る線に囲まれた区域</p>				

## 参考図面

